

経営所得安定対策等交付金交付申請者の皆様へ

次の場合は、できるだけ早く協議会に連絡してください！

営農計画を変更した場合

（例）申請された作物が作付けできなくなった場合 など

自然災害等の影響を受けた場合

（例）台風や長雨、鳥獣害などの影響で、生育途中に被害が発生した場合 など

予定した販売ができなかった場合

（例）生育不良等により収穫ができなくなった、収穫できたが品質が悪く販売できなかった場合 など

交付金を適正に交付するために、ご協力をお願いします。

八幡市農業再生協議会

電話：075-983-2703